

加古川スケートボード協会規約

第1章 総則

第1条（名称）

この団体は、加古川スケートボード協会という。

第2条（事務所）

この団体は、主たる事務所を兵庫県加古川市平岡町土山 226-18 に置く。

第3条（目的）

この団体は、広く一般市民を対象として、スケートボードというスポーツを、誰でも気軽に楽しめるスポーツとして定着させる啓蒙活動を行い、講義を通じてマナーの向上、モラルの向上、愛好者の拡大等を実現し、強いては公共団体や企業とのパートナーシップの確立における地域活性化や青少年の育成等を推進する事による、地域住民の安全確保、健康維持・増進、人格形成、心身の健全な発展に寄与する事を目的とする。

第4条（本規約の適用）

本規約は、当協会の次条に定めるすべての会員に適用し、当協会は本規約の下、運営管理を行うものとする。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成するものとする。

第5条（活動の種類）

当協会は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) スケートボードの振興を図る活動
- (2) 健康の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

第6条（会員の種類）

当協会の会員は、当協会の定める各会員種別による。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

第7条（入会及び基準）

- (1) 正会員・賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- (2) 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会員の資格の喪失）

本会員、賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 理事会にて過半数の議決をへて除名されたとき。

第9条（退会）

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

ただし、前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第2章 役員

第11条（種別及び定数）

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2、理事のうち1人を会長、1人以上を副会長とする。

第12条（職務）

- (1) 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは代表の職務を遂行する。
- (2) 監査は理事の業務執行の状況及び、この団体の財産の状況を監査する。

第3章 会議

第13条（種別）

この団体の会議は、理事会の1種とする。

第14条（理事会）

理事会は、理事をもって構成する。

第15条（理事会の権能）

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

第16条（理事会の開催及び招集）

会長が必要と認めたとき、理事を召集し開催する。

第17条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第18条（理事会の議決）

理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第19条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第4章 雑則

第20条（細則）

この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

別表 設立当初の役員

- 会長 樋口 典宏
- 副会長 中井 一薫
- 理事 藤田 伸吾
- 理事
- 監事

本規約は 2020 年 9 月 11 日制定